

JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp<https://jhu-wing.main.jp/>

乗員組合発信文書

7月26日 第6回 交渉（団交）報告：その④

「マッチングによる復職は正にILO 勧告にもある 優先的再雇用に相当するもの」

ILO166 号勧告とマッチングの関係 ⇒ 会社：「分らない」「答えられない」**会社：乗員組合がそういう認識であることは今認識した**

【JHU】会社は ILO166 号勧告とマッチングの関係を、4月19日は「分らない」、5月30日は「答えられない」と発言し、マッチングが166号勧告に沿ったものか質問に答えられなかった。

乗員組合は7月22日の争議終結にあたる声明の中で、「マッチングによる復職は正に ILO 勧告にもある優先的再雇用に相当するもの」と

している。これを会社はどう捉えているのか。

《会社》乗員組合がそう捉えたということだ。

【JHU】会社としては分らないということか。

《会社》分らないではなく、勧告があることは認識している。労使間の解決方法として今の提案をしている。乗員組合がそういう認識であることは今認識した。

＜外部に「誤ったメッセージ」を発信するのはやめよ！＞

【JHU】小枝人財本部長は「一部の被解雇者が訴訟を起こした」と株主総会で発言している。最近の人財本部のメッセージの中でも触れている。165人の内、148人が訴訟を起こした。89%だ。これは一部か。こういう言い方で周囲を騙すの

はやめてもらいたい。小枝本部長の主張で言えば、3つの労組の2つが合意したら66%だから、それは「一部の労組が合意した」ということになる。外に対して「一部」という誤魔化し、宣伝はやめてもらいたい。

＜解雇争議の解決に向け要求に正面から答えよ！＞

【JHU】今回会社が提示した業務委託の提案に対して、なぜ組合が今は受け入れないと言っているのか理由は分かるか。

《会社》分らない。仰ったらどうか。

【JHU】業務委託は要求への回答とは違う。組合に解決を求めるのであれば、要求に正面から答えなければ、この争議は解決しない。このことを伝えておく。

＜業務委託の事務折衝および次回の団交を早期に行え！＞

《会社》業務委託は受け入れないということか。

【JHU】業務委託は会社が、解決案として提案したものだ。その説明を7月15日に初めて聞いた。説明は半分も終わっていない。説明を聞いた上で判断する。前回の交渉で会社が約束し

た通り、早急に事務折衝を入れるよう申し入れる。また、次回の交渉（団交）についても早急に設定するよう申し入れる。

《会社》これで終わる。